

鳥取労働局長登録教習機関：登録番号第2号

登録有効期限満了日 令和11年3月30日

建災防鳥発第2号

令和6年4月16日

各位

建設業労働災害防止協会鳥取県支部長

(公印省略)

## 令和6年度 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の開催について

労働安全衛生法の規定により、事業者は、型わく支保工の組立て又は解体の作業については、都道府県労働局長の登録を受けた教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないことになっております。

当支部は鳥取労働局長登録教習機関として標記講習会を下記により開催しますので、多数ご受講ください。

記

### 1. 受講対象者 満18歳以上の者で下記のいずれかの経験を有する者

- ①型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者
- ②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者

※上記の経験年数に満18歳未満の経験は入りません。

※上記①に該当する場合は、満21歳以上でなければ受講できません。

### 2. 開催日時及び場所

日時 令和6年6月18日(火) 8:55～  
～6月19日(水) 9:00～ (※2日間講習)

場所 倉吉市東巖城町12 「中部建設会館」

### 3. 定員 50名

4. 受講料他 ※建災防鳥取県支部会員の方にはテキスト代を助成します。

区 分	受講料（税込）	テキスト代	合 計
会 員	7,150 円	—	7,150 円
会員外	7,150 円	2,255 円	9,405 円

締切後のキャンセルは返金いたしません。

5. 講習科目

第1日 8：55～17：15

- ・オリエンテーション 5 分間
- ・作業の方法に関する知識 7 時間

(途中昼休憩 50 分)

第2日 9：00～17：15

- ・工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 3 時間
- ・作業者に対する教育等に関する知識 1. 5 時間
- ・関係法令 1. 5 時間
- ・修了試験 1 時間

(途中昼休憩 50 分)

※講習を遅刻又は早退し時間数不足の場合は、講習を修了したことはありません。

6. 申込み締切日 令和6年6月3日（月）

7. 修了証の交付

所定の時間をすべて受講し修了試験の合格者には、後日修了証を交付します。

8. その他

この講習は人材開発支援助成金（建設業労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給対象講習です。

詳細等は、お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

## 講習会申込要領

### 1. 申請書に下記の添付書類を同封してください。

#### ①本人確認の書類の写し

氏名・生年月日が確認できる公的書類として、運転免許証又は健康保険証の写しを添付してください。

#### ②写真(3.0cm×2.4cm)2枚

同じもの2枚のうち1枚を申請書に糊付け、1枚(裏面に氏名を記入)を申請書にクリップ等で添付してください。印刷は写真専用用紙に印刷してください。

(コピー用紙に印刷してあるもの、顔の大きさの違うもの、頭、あごがきれているものは受付できません)

#### ③受講票は原則として受講生の現住所宛送付いたしますが、事業所に送付希望の場合は宛先明記の返信用封筒を1枚添付して下さい。(切手不要)

#### ④旧姓及び通称の併記を希望する場合は申込書に記入し、以下の書類を提出してください。

(修了証には氏名と併せて括弧書きで表示します)

・旧姓 戸籍謄本(原本)のほか、旧姓を併記した住民票(原本)又は運転免許証の写し

・通称 住民票(原本)又はそれに類する証明書

### 2. 申込書送付先

〒680-0022 鳥取市西町2丁目310

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

Tel 0857-24-2281 Fax 0857-24-2283

### 3. 受講料振込先

申請書受付後、請求書を郵送しますので、期日までに指定口座に振り込んで下さい。

山陰合同銀行鳥取県庁支店 普通預金 2111784

建設業労働災害防止協会鳥取県支部

※申込締切後の取消、欠席の場合受講料は返金いたしません。

## 受講申請書記入上の注意

- 1、申込書に記載する氏名、生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入してください。(略字不可)
- 2、記入した内容の訂正は二重線で消したうえで余白に記入してください。訂正印は不要です。修正液、修正テープ等は使用しないでください。
- 3、受講資格に関する事項の証明は代表者印の押印をお願いします。訂正は事業主証明に使用した代表者印で訂正してください。
- 4、申込日を必ず記入してください。証明年月日の基準となります。
- 5、経験年数は満18歳未満の経験は無効です。経験年数の始期は資格取得(誕生月)の翌月から、終期は申込月の前月末までを記入してください。



## 添付書類

- 1、事業主から作業経験年数が3年以上の証明書を別に交付された場合は、証明書を添付
- 2、作業経験が2年以上3年未満の方は、対象となる学科の卒業証明書又は卒業証書の写しを添付